

字

保医発第22号  
平成13年1月31日

地方社会保険事務局長 殿  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長 殿  
都道府県老人医療主管部(局)  
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

### 検査料の点数の取扱い等について

検査料の点数の取扱い等に関して、関連する通知を下記のとおり改正するので通知する。  
なお、本通知は平成13年2月1日から適用する。

記

平成12年3月17日保険発第28号の一部を次のように改正する。

- 1 「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D012の(3)中「LA法又はイムノクロマトグラフィー法」を「LA法、イムノクロマトグラフィー法又は金コロイド免疫測定法」に改める。
- 3 別添1第2章第3部第1節第1款D012の(23)から(37)までを(24)から(38)までに改め、(22)の次に次のように加える。

(23) アデノウイルス抗原精密測定（咽頭粘膜上皮細胞中）

- ア アデノウイルス抗原精密測定（咽頭粘膜上皮細胞中）は、区分「D 0 1 2」感染症血清反応の「2 3」に準じて算定する。
- イ アデノウイルス抗原精密測定（咽頭粘膜上皮細胞中）と本区分「2 3」のアデノウイルス抗原精密測定（角結膜上皮細胞中）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

4 別添1第2章第3部第1節第1款D 0 1 8の(6)及び(7)を(7)及び(8)に改め、(5)の次に次のように加える。

(6) 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2')

- ア 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') は、L A法により実施した場合に、区分「D 0 1 8」細菌培養同定検査の「6」に準じて算定する。
- イ 血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、M R S A 感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。
- ウ 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') と区分「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「4」のブドウ球菌メチシリソ耐性遺伝子同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。